

# 通学路等における児童生徒等の安全の確保のための指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）第24条第3項の規定に基づき、児童、生徒、幼児等（以下「児童生徒等」という。）の通学又は通園の用に供されている道路及び児童生徒等が日常的に利用している公園、広場（以下「通学路等」という。）について、必要な方策を定めることにより、児童生徒等の安全確保を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）の管理者、児童生徒等の保護者、通学路等の管理者及び地域住民並びに警察署長に対して、通学路等における児童生徒等の安全を確保するため具体的方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

#### (2) 指針の運用

この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民等の意見等を考慮し、地域の実情に応じて運用するものとする。

#### (3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 3 防犯の基本原則

通学路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、通学路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### (1) 周囲からの見通しの確保（注1）（監視性の確保）

周囲からの見通しが確保されることによって、犯罪企図者（注2）が近づきにくい環境を確保する。

#### (2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、地域コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動が活発に行われることにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

#### (3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

フェンス、柵等を設置すること等により犯罪企図者の侵入経路をなくし、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

## 第2 具体的方策等

### 1 安全教育の充実

児童生徒等が通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識の習得、危険予測能力の育成のため、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 「安全マップ」等の作成
  - ア 危険箇所
  - イ 地下道等特に安全上注意を払うべき場所
  - ウ 交番、駐在所等の警察施設
  - エ 「子ども110番の家」(注3)等の緊急避難場所
  - オ 犯罪等の発生場所
  - カ 公園、広場等
- (2) 定期的に集団下校を実施し、その機会を利用した「安全マップ」に基づいた児童生徒等への指導
- (3) 「子ども110番の家」(注3)等の緊急避難場所への駆け込み訓練
- (4) 危険箇所等における不審者対応訓練
- (5) 非常ベルの操作方法の周知

### 2 学校等における児童生徒等の危害防止活動

学校等の設置者及び管理者は、児童生徒等が通学路等で犯罪の被害に遭わないよう、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 教職員等による登下校時の通学路等の巡視
- (2) 危険な状況の発生に関する情報がある場合のマニュアル等の策定
  - ア 警察等への通報及びパトロール要請
  - イ 情報内容に応じた集団登下校の実施等登下校方法の決定
  - ウ 保護者に対する連絡体制の確立
  - エ 注意喚起文書等の配布や掲示等、速やかな周知体制の整備
  - オ 近隣の学校及び児童福祉施設間における情報提供体制の整備
  - カ 教職員の役割分担
- (3) 防犯ブザーの児童生徒等への携帯
- (4) 登下校時の校門での観察、指導
- (5) 保護者との緊密な連絡体制の確立

### 3 家庭における児童生徒等の危険防止活動

保護者は、子どもが犯罪の被害者にならないよう成長段階に応じて、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 我が家のルール(注4)の策定
- (2) 買物等外出時を利用した子どもへの自宅付近の危険箇所及び「子ども110番の家」(注3)等避難場所、避難方法の教示
- (3) 近所への子どもの安全確保に関する依頼

#### 4 学校等、保護者、地域（PTA、自治会等）及び関係団体との連携

学校等、保護者、地域及び関係団体と連携し、児童生徒等の安全につながるよう次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 定期的な登下校時の校外指導
- (2) 通学路等の安全点検の実施
- (3) 児童生徒等との合同清掃活動等を利用した、危険箇所の改善に向けた取組
- (4) 「子ども110番の家」（注3）等との連携及び整備の拡大
- (5) 不審者発見時の警察及び学校等への通報
- (6) 地域住民等による児童生徒等への声掛け運動
- (7) 警備業者との連携等

### 第3 通学路等における安全な環境の整備基準

学校等の管理者は、通学路等が安全な環境となるよう、校区における関係機関、通学路等の管理者、自主防犯団体、保護者および地域住民等の協力を得て、次の基準により整備が図られるよう努めるものとする。

#### 1 照度の確保

照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注5）が確保されていること。

#### 2 見通しの確保

ア 住宅、道路等周囲からの見通しが確保されていること。

イ 死角となる物件または箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

ウ 植栽の下枝等が周囲からの見通しを妨げないように剪定を行うこと。

#### 3 子ども110番の家

通学路等の周辺に「子ども110番の家」（注3）等の緊急避難場所が設けられていること。

#### 4 防犯設備

地下道、公園の便所等の暗く、人目に付きにくいところや犯罪の発生状況から特に安全上注意を払うべき場所に、防犯ベル等の防犯設備が設けられていること。

（注1）「見通しの確保」とは、施設や囲障（塀、柵等）等が死角の原因とならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して建物内外の可視性を確保すること等をいう。

（注2）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注3）「子ども110番の家」とは、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者・民家等が子どもの緊急避難先として、避難してきた子どもの保護と警察等への連絡を行うものとして、特に被害者となりやすい子どもを守る環境づくりを推進していく活動の拠点となるもの。

（注4）「我が家のルール」とは、各家庭独自で、「知らない人にはついて行かない」、「帰宅時間の設定」等、防犯に関する決まりを取り決めたもの。

(注5)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(地面における平均照度)が概ね3ルクス以上のものをいう。